収蔵文書紹介22

植木康男家文書

植木家は、江戸時代に塩谷郡金枝（かなえだ）村（塩谷町）の庄屋を務めてきた家です。先祖書によると「五十八代衆繁名大内蔵、宇都宮に属し金枝に住す」とあり、また宇都宮旧臣録（『宇都宮市史』二）に「金枝村植木八左衛門」とあるので、宇都宮氏に属し、同氏没落後同地に帰農したといわれています。明治以後は大小区制の副戸長、玉生（たまにゅう）村村長等を歴任しました。

金枝村は近世の始めは宇都宮領、中途寛延二年（一七四九）から佐倉領、明和元年（一七六四）から再び宇都宮領となり、明治まで続きました。

副戸長辞令（No.1895）

宝永八年（一七一一）の村差出帳によると、村高三〇一石余、家数三一軒、惣人数一五七人という村で、全国平均より少し下の規模の村といえます。寄託文書数は八、九七四点です。その内年号が記されている文書は近世一、六一七点、明治三、三三四点、大正四二点、年号なしが三、九八一点、内四九五点が近世文書と認められ、他は不明のものもありますが、大部分は明治期のものです。従って近世文書が約二四%、不明を含めて近現代文書が約七六%ということになります。年代は寛文三年（一六六三）から大正四年（一九一五）まで、中世と近世最初期のものはありませんが幅広く分布しています。

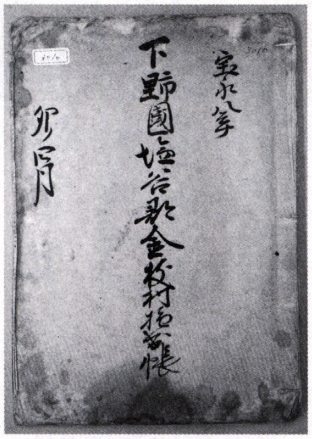
村指出帳（No.3010）

二千点を越える近世文書は、植木家が庄屋を務めていたので村役人文書が多くあります。

村指出帳は元禄十年（一六九七）、宝永八年、安永四年（一七七五）、同六年と四冊あり、村の概況、変遷がよく把握できます。

宗門改帳、五人組帳等により村と各家の人員構成と増減、御用書留、御用日記、御触状書留写帳等により領主による農民の規制された生活が具体的によく理解できます。

農民の重要な役割だった年貢関係文書も多数ありますが、貴重なものは一八五通も残っている年貢免状です。寛文年間は三通ですが、延享以後は安政、万延、文久、元治の一一年間を除いて慶応まで揃っているので、年貢免状の研究のためには貴重な史料です。

他にも検地帳、皆済目録、勘定帳、上納帳、小物成帳等年貢関係の史料が数多く残っています。

金枝村は宇都宮藩の木材資源地として重要な高原山をひかえ、藩の山家役二四か村の一村でもあったので、山家役関係の史料も残っています。

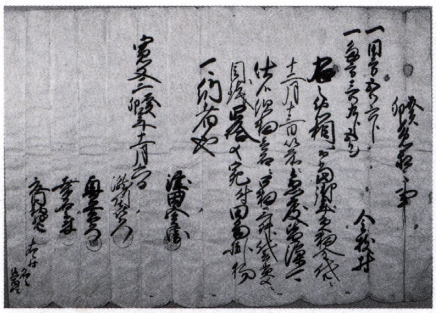
年貢免状（No.2109）

山家役とは高原山から藩の建築用木材をはじめ薪炭その他の山の産物を供給する役です。山家三掛物といわれた薪、炭、茅を納めた「山家役物上納通」、「御材木金渡割合帳」等がそれです。

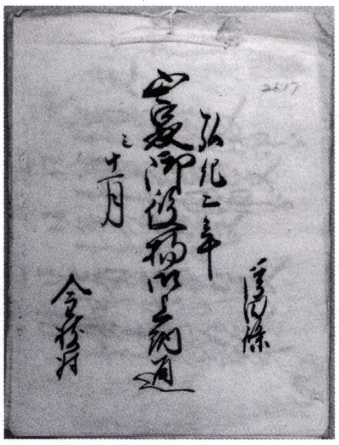
山家役物上納通（No.2617）

また用水関係、助郷等交通史料、寺社関係等と村政、生活すべてにわたっているので、近世史研究には魅力ある史料群といえるでしょう。

植木家の約七〇%をしめる近現代文書については、植木家が明治初期には宇都宮県、栃木県の大小区制の副戸長、用掛、地租改正の地区担当者を歴任したのでその関係史料、また玉生村になってからは玉生村長も勤めているのでその関係書類、家業の酒造関係の書類があります。

他に幅広い交友関係を示す書簡類が特に多く、貸借関係の証書類、家人間の消息も数多く保存されています。

（小林　芳夫）